

米国関税措置の影響を受けられたお客様への**「特別資金」融資 取扱開始および「金融相談窓口」の設置について**

関信用金庫（理事長 石竹 智範）は、米国の追加関税措置により影響を受けられた事業者さま向けの融資商品の取り扱いを開始します。また、発売に合わせて「金融相談窓口」を営業店各店に設置しますので、下記のとおりご案内いたします。

記**1. 融資新商品について****【取扱開始日】2025年4月9日（水）～**

名 称	「米国関税対策特別資金」
融資対象者	米国政府による追加関税措置により事業活動に影響を受けた法人および個人事業主
資金使途	米国政府による追加関税措置により事業活動に影響を受け、これにより必要となる事業資金
融資限度額	10万円以上5,000万円以内
融資形態	手形貸付 証書貸付
融資期間	手形貸付 1年以内 証書貸付 運転資金 7年以内（返済据置期間1年以内） 設備資金10年以内（返済据置期間3年以内）
融資金利	短期プライムレート△1.0%以上 ※証書貸付は変動金利に限る。
返済方法	手形貸付 期日一括返済 証書貸付 元金均等返済
担保	原則不要
保証人	経営者保証に関するガイドラインに準じる。

※融資実行には所定の条件・審査があり、ご希望に添えない場合もございます。

2. 「金融相談窓口」の設置について**【設置開始日】2025年4月9日（水）～****【設 置 場 所】**関信用金庫 営業店

以上